

## 新型コロナウイルス感染症に関する会長声明

- 1 新型コロナウイルス感染症は、世界各地に拡散し、我が国においても、累計で1万5000人を超える感染が確認されました。令和2年4月7日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、同年4月16日に、対象地域が全国に拡大されました。緊急事態宣言は漸次解除されていますが、この新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の不要不急の外出の自粛、学校の休校による児童・生徒の教育の機会の制約、多くの事業者の営業自粛等、社会・経済全般にわたって大きな被害が生じています。殊に、経済活動の停滞による事業不振や生活困窮の問題は深刻です。

誰にも相談できず、苦しんでいる方もいらっしゃるかもしれません。

現在、日弁連全国統一ダイヤル無料電話相談が実施されていますが、徳島弁護士会の会員も新型コロナウイルスのもたらす様々な問題を抱える方々に寄り添いながら対応しています。どうか1人で悩まないで、是非、ご相談ください。

- 2 また、日本災害医学会より医療従事者が職場において「バイ菌」扱いされるなどのいじめ行為や、医療従事者等の子どもが保育園等における預かり保育を拒否された例が報告されていますが、本県においても、感染者やその家族、県外からの来訪者等に対する誹謗中傷、いわれのない差別、偏見による行動も報道されています。こうしたいわれのない差別、偏見、誹謗中傷は、個人の尊厳を傷つけ、社会の分断をもたらす人権問題であり、決して許されません。緊急事態であるからこそ、より一層、的確な情報を確認し、相手の置かれた立場を理解し、冷静に対応することが求められています。

過去、ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として、国民の責務として「感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない」と定められたことを、私たちは忘れてはいけません（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4条）。

徳島弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現をその使命とする法律家の団体として、いわれのない差別、偏見、誹謗中傷に対しては個人の尊厳を傷つけ、社会の分断をもたらすものとして厳に抗議するとともに、新型コロナウイルスに関する支援に関する情報の提供や日弁連全国統一ダイヤル無料電話相談などの相談を通じ、今後とも、感染症等の患者を含めたすべての県民の皆様の人権を擁護するために、活動を続ける所存です。

令和2年5月25日

徳島弁護士会

会長 志 摩 恭 臣